

HITA つながる心 広がる未来
これからも地域とともに

SHINKIN BANK

Disclosure 2026

Contents

ごあいさつ	1
1. 金庫の概況及び組織に関する事項	2 ~ 4
2. 金庫の経営方針	5
3. 金庫の主要な事業の内容	6
4. 金庫の主要な事業に関する事項	7 ~ 14
5. 金庫の事業の運営に関する事項	15 ~ 20
6. 金庫の直近2事業年度における財産の状況	21 ~ 35
7. 当金庫の自己資本の充実の状況等について	36 ~ 51
8. 総代会等に関する事項	52 ~ 55
9. 日田信用金庫と地域社会	56 ~ 58
信金中央金庫について	59 ~ 60

ごあいさつ



平素は日田信用金庫に格別のお引き立てを賜り、心より厚く御礼申し上げます。

ここに第69期（令和7年度）の決算並びに事業概況に関する「2026日田信用金庫レポート」を作成致しました。ご高覧いただき、当金庫へのご理解を一層深めていただければ幸いです。

地域経済状況は、景況感調査結果（R7.4～R8.3）によると、全産業D IはR7.10～R7.12にコロナ禍以降2番目に高い数値まで上昇しましたが、足もとのR8.1～R8.3では大きく落ち込む結果となっています。

インバウンド需要が安定するなか、プレミアム電子商品券（ひたpay）の発売による需要喚起や、SNS利用による誘客で来店客を増加させた事業所もありますが、依然として、物価高による仕入コストの上昇や慢性的な人手不足、新築住宅案件の減少等で課題を抱える事業者が多い状況にあります。加えて、中東情勢の悪化に伴う原油価格の高騰で更なる物価高を懸念する事業所も見られます。

このような中、ゼロゼロ融資の元本返済開始による返済負担の増加等により、昨年に増して経営が悪化している事業所が増加しており、当金庫では、引き続き事業者の経営改善支援に取り組み、資金繰りの厳しいお客様には既存貸出の元本返済猶予等を行って参りました。また、事業者の販路拡大支援として、各種商談会の紹介や、人手不足の対応として副業人材やスキマバイトアプリの紹介等にも取り組んで参りました。

令和7年度の業績は、地方公共団体や事業者向け貸出の減少で、貸出金残高は前期末比841百万円減少（減少率3.62%）の223億円となりました。預金残高は、新NISA等への資金シフトや相続による資金流出等により、前期末比149百万円減少（減少率0.33%）の438億円となりました。

収益については、市場金利の上昇により貸出金利息や預け金利息が増加し、資金運用収益は前期比41百万円増加の651百万円となりました。

一方、費用については、預金金利の上昇により預金利息が増加し、資金調達費用は前期比40百万円増加の61百万円となりました。また、不良債権の処理費用は、要管理債権の増加や破綻懸念先以下へのランクダウン等により166百万円となりました。

このほか、一部店舗の土地に係る減損処理で損失計上（6百万円）したほか、繰延税金資産の回収可能性を検証した結果、一部（122百万円）を取り崩しております。

以上より、経常利益は△123百万円（前期比△125百万円）、コア業務純益は45百万円（同+3百万円）、当期純利益は△252百万円（同△275百万円）となりました。

迎える令和8年度は、引き続き堅調なインバウンド需要が地域経済を下支えする見込みですが、人口減少や経営者の高齢化で事業所が減少するなど、地域経済の縮小が見込まれます。また、金融面においては政策金利の更なる引上げで資金収支への影響が懸念されます。

このような厳しい経営環境の中、当金庫は地元唯一の本店を構える地域金融機関として、「地縁と人の縁、機動力」を生かし、これまで以上にお客様に対して「きめ細やかな支援」を行いつつ、金融仲介機能の充分な発揮のため経営基盤の強化を図り、地域の役に立つ金融機関として「地域との共生」を推進して参ります。

令和8年7月

日田信用金庫

理事長 矢野康広

(ハ) 理事、監事の氏名及び役職名 (2026年7月1日現在)

●常勤役員

理 事 長	(代表理事)	矢野 康広
専務理事 ※1	(代表理事)	井手 治典
常務理事	(代表理事) (総 務 部 長)	加藤 広嗣
常勤監事		永瀬 浩二

●非常勤役員

理事 ※1 穴井 武彦
理事 川村 立美
理事 ※1 梅木 自敬
監事 小ヶ内聡行
員外監事 ※2 松尾 俊明

※1 職員外理事

※2 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事

(二) 事務所の名称及び所在地 (2026年7月1日現在)

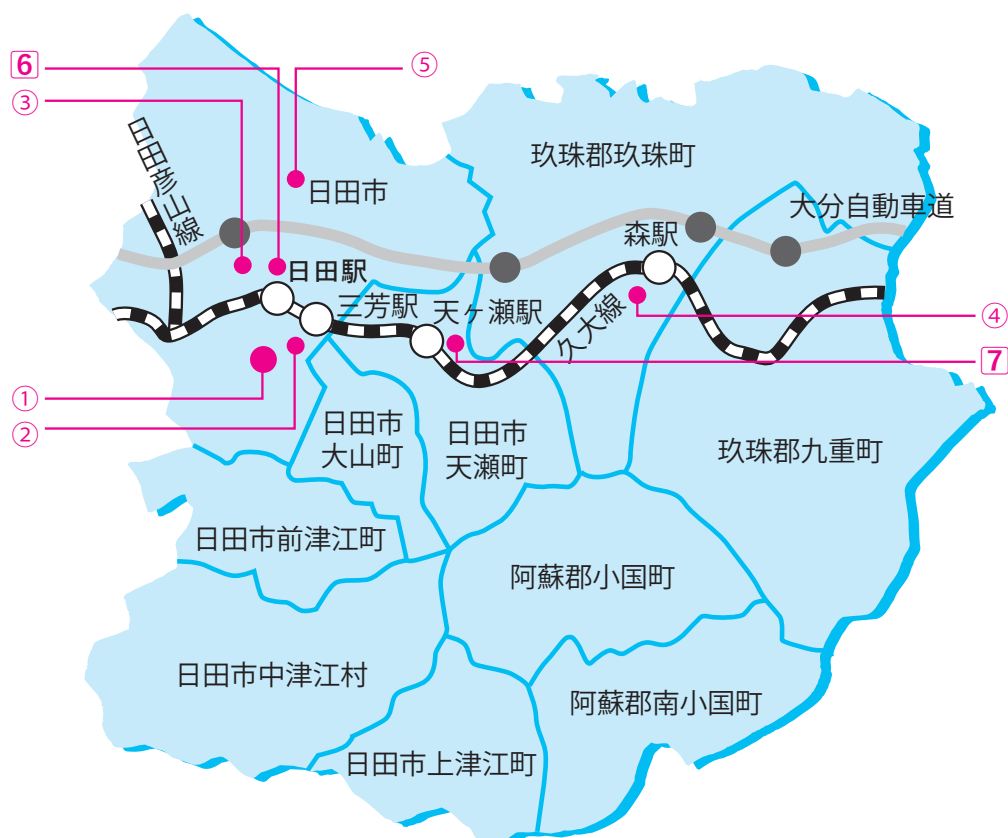
●本部、本店	日田市中本町3-20	TEL (0973) 23-3177
●三 芳 支 店	日田市三芳小渚町20-1	TEL (0973) 24-5353
●豆 田 支 店	日田市豆田町11-10	TEL (0973) 23-8810
●玖 珠 支 店	玖珠郡玖珠町大字帆足370-4	TEL (0973) 72-2100
●清 水 支 店	日田市清水町792-1	TEL (0973) 22-7800

(注) お電話に關しまして、平日は午後5:30以降、土・日曜ならびに祝日は終日音声ガイダンスとなります。

(ホ) 自動機器設置とご利用時間 (2026年7月1日現在)

●本店	……	店内ATM 両替機	ご利用時間 9:00～21:00 ※1月1日は終日、1月2日、3日は17:00以降のご利用はできません。 ※両替機は15:00迄となります。
●三芳支店	……	店内ATM	ご利用時間 9:00～17:30（平日のみ）
●豆田支店	……	店内ATM	ご利用時間 9:00～17:30（平日のみ）
●玖珠支店	……	店内ATM	ご利用時間 9:00～17:30（平日のみ）
●清水支店	……	店内ATM	ご利用時間 9:00～17:30（平日のみ）
●田島出張所	……	店外ATM	ご利用時間 9:00～21:00 ※1月1日から1月3日までは終日ご利用はできません。
●天瀬出張所	……	店外ATM	ご利用時間 9:00～17:00（平日のみ）

(へ) 店舗地区一覧 (2026年7月1日現在)



①本 店



②三芳支店



③豆田支店



④玖珠支店



⑤清水支店

⑥田島出張所
(キャッシュサービスコーナー)

⑦天瀬出張所
(キャッシュサービスコーナー)

2. 金庫の経営方針

基本方針

- 金庫の公共性と社会的使命を自覚し、金融を通して地域社会の繁栄に奉仕する。
- 健全にして積極的経営を行う。
- 役職員の資質の向上と生活の安定を図る。
- 役職員一体となり、明朗にして誇りある職場にする。

経営理念

「地域との共生」

日田信用金庫は、地域専門金融機関であり、その存在意義を真剣に考え、課せられた使命と目的の達成のため、地域との関わりを深め、地域の役に立つ金融機関として「地域との共生」を図ってまいります。

- ①地域の更なる発展・活性化に資する。
- ②職員が安心して気持ちよく働ける金庫とする。

キャッチフレーズ

「Face to Face」

「つながる心 広がる未来 これからも地域とともに」

経営方針

より一層安定・安心できる日田信用金庫経営の構築に向け、全役職員が高い志を抱き、気力と責任感を持って業務推進に取り組んでまいります。

令和8年度の行動指針

- ・事業基盤である信用の堅持に努める。
- ・職員が働き甲斐を持てる職場環境を醸成する。
- ・経営の効率化と合理化を進める。
- ・企業支援等により地域経済の活性化を図る。
- ・持続可能なビジネスモデルの構築（安定収益基盤の構築）へ向け、本業の預貸金の推進に力を注ぐ。
- ・SDGsの積極的な取り組みを図る。

3. 金庫の主要な事業の内容

(1) 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

(2) 貸出業務

(a) 貸 付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

(b) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。

(3) 商品有価証券売買業務

国債等公共債の売買業務を行っております。

(4) 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

(5) 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

(6) 附帯業務

(a) 代理業務

- ① 地方公共団体の公金取扱業務
- ② 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
- ③ 信金中央金庫、日本政策金融公庫等の代理貸付業務他

(b) 保護預かり及び貸金庫業務

(c) 有価証券の貸付

(d) 債務の保証

(e) 公共債の引受

(f) 国債等公共債の窓口販売

(g) 保険商品の募集業務（保険業法に基づく保険募集）

(h) スポーツ振興くじの払戻業務（本店）

(i) 電子債権記録業に係る業務

(j) 共済募集業務（中小労災共済に基づく共済募集）

4. 金庫の主要な事業に関する事項

(イ) 直近の事業年度における事業の概況

○金融、経済と地域状況

地域経済状況は、景況感調査結果（R7.4～R8.3）によると、全産業DIはR7.10～R7.12にコロナ禍以降2番目に高い数値まで上昇しましたが、足もとのR8.1～R8.3では大きく落ち込む結果となっています。

インバウンド需要が安定するなか、プレミアム電子商品券（ひたpay）の発売による需要喚起や、SNS利用による誘客で来店客を増加させた事業所もありますが、依然として、物価高による仕入コストの上昇や慢性的な人手不足、新築住宅案件の減少等で課題を抱える事業者が多い状況にあります。加えて、中東情勢の悪化に伴う原油価格の高騰で更なる物価高を懸念する事業所も見られます。

○事業実績

令和7年度の業績は、地方公共団体や事業者向け貸出の減少で、貸出金残高は前期末比841百万円減少（減少率3.62%）の223億円となりました。預金残高は、新NISA等への資金シフトや相続による資金流出等により、前期末比149百万円減少（減少率0.33%）の438億円となりました。

○損益の状況

収益については、市場金利の上昇により貸出金利息や預け金利息が増加し、資金運用収益は前期比41百万円増加の651百万円となりました。

一方、費用については、預金金利の上昇により預金利息が増加し、資金調達費用は前期比40百万円増加の61百万円となりました。また、不良債権の処理費用は、要管理債権の増加や破綻懸念先以下へのランクダウン等により166百万円となりました。

このほか、一部店舗の土地に係る減損処理で損失計上（6百万円）したほか、繰延税金資産の回収可能性を検証した結果、一部（122百万円）を取り崩しております。

以上より、経常利益は△123百万円（前期比△125百万円）、コア業務純益は45百万円（同+3百万円）、当期純利益は△252百万円（同△275百万円）となりました。

○重点課題

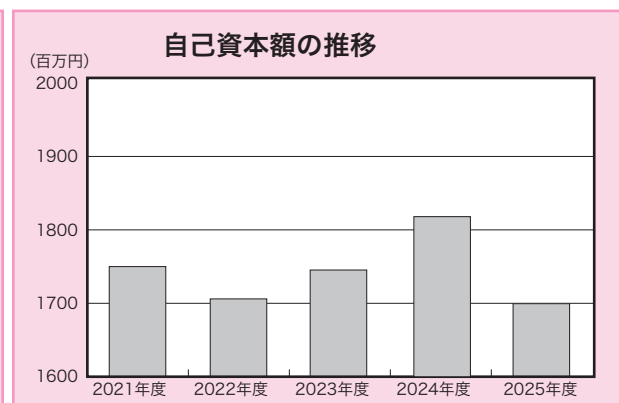
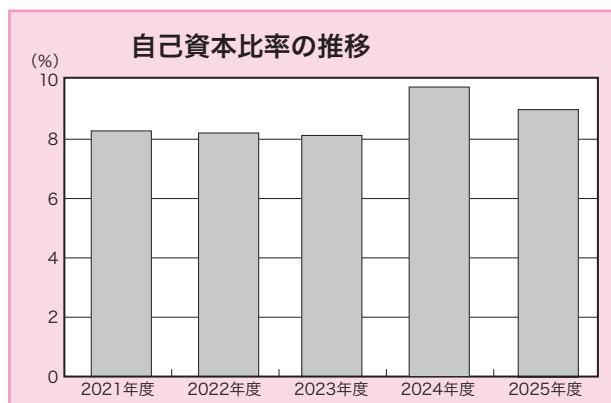
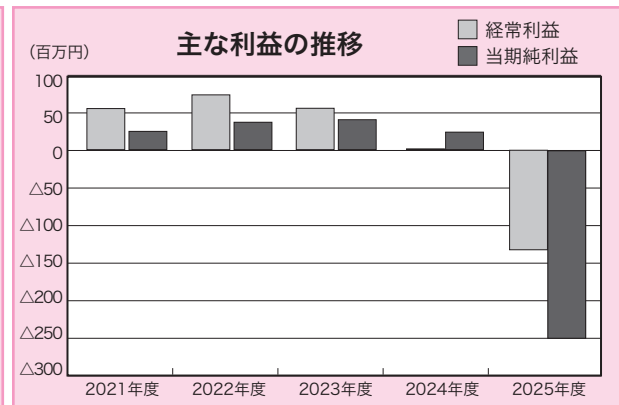
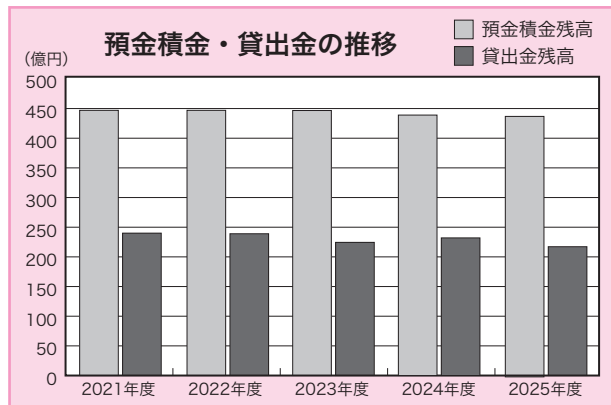
令和8年度の重点課題は、①事業基盤である信用の堅持、②職員が働き甲斐を持てる職場環境の醸成、③経営の効率化と合理化、④企業支援による地域経済活性化、⑤持続可能なビジネスモデルの構築（安定収益基盤の構築）、⑥SDG sの積極的な取組です。

これらの課題克服に向け、役職員全員が一丸となり全力を尽くして諸施策を実行してまいります。

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条に基づく内部管理基本方針を制定し、業務の健全性及び適切性を確保するための体制を構築しております。

(ロ) 直近5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経 常 収 益 (千円)	761,941	721,923	749,012	662,962	705,667
経 常 利 益 (又は経常損失 (△)) (千円)	54,737	72,453	53,848	1,675	△ 123,898
当 期 純 利 益 (又は当期純損失 (△)) (千円)	24,055	36,455	38,795	23,591	△ 252,314
出 資 総 額 (百万円)	342	339	350	358	356
出 資 総 口 数 (口)	684,925	679,931	700,584	716,694	712,477
純 資 産 額 (百万円)	1,621	1,159	1,068	765	214
総 資 産 額 (百万円)	49,720	46,584	46,260	45,277	44,553
預 金 積 金 残 高 (百万円)	44,782	44,762	44,594	43,983	43,834
貸 出 金 残 高 (百万円)	24,090	23,957	23,035	23,235	22,393
有 価 証 券 残 高 (百万円)	11,446	10,177	7,264	6,778	6,465
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)	8.28	8.16	8.15	9.76	9.04
出 資 に 対 す る 配 当 金 (千円)	6,824	6,787	6,838	7,100	0
(出 資 一 口 当 た り) (円)	10	10	10	10	0
役 員 数 (人)	10	10	10	10	10
うち 常 勤 役 員 数 (人)	4	4	4	4	4
職 員 数 (人)	50	47	43	45	45
会 員 数 (人)	5,081	5,011	5,022	4,992	5,029



(ハ) 直近2事業年度の主要な指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益

(単位：千円)

	2024年度	2025年度
資金運用収支	588,000	589,173
資金運用収益	609,384	651,157
資金調達費用	21,383	61,983
(うち金銭の受託運用見合費用)	-	-
役務取引等収支	△ 39,441	△ 36,019
役務取引等収益	46,309	48,777
役務取引等費用	85,750	84,797
その他業務収支	△ 32,087	3,392
その他業務収益	6,535	3,430
その他業務費用	38,623	38
業務粗利益	516,471	556,546
業務粗利益率	1.14%	1.23%

(注) ・業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

・国際業務部門はございません。

業務純益

(単位：千円)

	2024年度	2025年度
業務純益	△ 58,605	△ 73,966
実質業務純益	3,263	45,300
コア業務純益	41,859	45,300
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	41,859	45,300

(注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体としての繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

	平均残高 (百万円)		利 息 (千円)		利回り (%)	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
資金運用勘定	45,185	45,087	609,384	651,157	1.34	1.44
うち貸出金	23,205	22,728	480,423	494,344	2.07	2.17
うち預け金	13,689	14,251	57,003	82,079	0.41	0.57
うち有価証券	7,931	7,777	66,414	68,256	0.83	0.87
資金調達勘定	44,117	43,801	21,383	61,983	0.04	0.14
うち預金積金	43,879	43,613	21,028	61,702	0.04	0.14
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	237	187	355	281	0.14	0.15

(注) ・国際業務部門はございません。

利 鞘

(単位：％)

	2024年度	2025年度
資金運用利回り	1.34	1.44
資金調達原価率	1.21	1.30
総資金利鞘	0.13	0.14

受取利息・支払利息の増減

(単位：千円、％)

	2024年度			2025年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 15,634	2,004	△ 13,631	△ 9,191	50,029	40,837
うち貸出金	△ 9,968	△ 12,131	△ 22,100	△ 10,339	24,259	13,920
うち預け金	△ 153	14,974	14,821	2,386	22,690	25,076
うち有価証券	△ 5,513	△ 839	△ 6,352	△ 1,238	3,080	1,841
うちその他	—	—	—	—	—	—
支払利息	△ 128	17,778	17,647	△ 234	40,834	40,601
うち預金積金	△ 72	17,798	17,725	△ 123	40,797	40,674
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△ 56	△ 20	△ 78	△ 111	37	△ 73
うちその他	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
国際業務部門はございません。

利 益 率

(単位：％)

	2024年度	2025年度
総資産経常利益率	0.00	△0.27
総資産当期純利益率	0.05	△0.55

(注) 総資産経常（当期純）利益率＝ $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

(2) 預金に関する指標

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
流動性預金	22,010	21,441
うち有利息預金	17,773	17,215
定期性預金	21,784	22,086
うち固定金利定期預金	21,770	22,073
うち変動金利定期預金	14	13
その他	84	84
計	43,879	43,613
譲渡性預金	—	—
合計	43,879	43,613

(注) ・流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋納税準備預金

・定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

・国際業務は取り扱っておりません。

定期預金残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
定期預金	20,759	20,246
固定金利定期預金	20,745	20,234
変動金利定期預金	14	12
その他	—	—

(3) 貸出金等に関する指標

貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
手形貸付	1,606	1,524
証書貸付	19,432	18,861
当座貸越	2,160	2,336
割引手形	6	5
合計	23,205	22,728

貸出金残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
貸出金	23,235	22,393
変動金利	8,464	8,885
固定金利	14,771	13,507

(注) ・国際業務は取り扱っておりません。

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	420	344
有 価 証 券	-	-
動 産	-	-
不 動 産	5,068	5,040
そ の 他	-	-
計	5,488	5,384
信用保証協会、信用保険	6,183	5,909
保 証	2,625	2,781
信 用	8,938	8,318
合 計	23,235	22,393

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	-	-
有 価 証 券	-	-
動 産	-	-
不 動 産	17	13
そ の 他	0	0
計	17	13
信用保証協会、信用保険	-	-
保 証	-	-
信 用	1	0
合 計	18	13

貸出金使途別残高

(単位：百万円)

	2024年度		2025年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	10,421	44.9%	10,090	45.1%
運 転 資 金	12,814	55.1%	12,303	54.9%
合 計	23,235	100.0%	22,393	100.0%

貸出金業種別内訳

(単位：百万円)

業 種 区 分	2024年度			2025年度		
	貸出先数(先)	貸出金残高	構成比(%)	貸出先数(先)	貸出金残高	構成比(%)
製 造 業	70	1,819	7.82%	64	1,564	6.98%
農 業、 林 業	35	591	2.54%	37	624	2.78%
漁 業	—	—	—	-	-	-
鉱業、砕石業、砂利採取業	—	—	—	1	102	0.45%
建 設 業	110	1,699	7.31%	113	1,473	6.57%
電気、ガス、熱供給、水道業	19	282	1.21%	17	263	1.17%
情 報 通 信 業	2	61	0.26%	2	46	0.20%
運 輸 業、 郵 便 業	8	362	1.55%	8	343	1.53%
卸 売 業、 小 売 業	119	2,528	10.88%	105	2,537	11.32%
金 融 業、 保 険 業	4	42	0.18%	3	34	0.15%
不 動 産 業	45	1,915	8.24%	43	1,861	8.31%
物 品 質 貸 業	1	1	0.00%	1	4	0.01%
学術研究、専門・技術サービス業	1	3	0.01%	1	17	0.07%
宿 泊 業	11	534	2.29%	9	505	2.25%
飲 食 業	46	809	3.48%	47	760	3.39%
生活関連サービス業、娯楽業	28	456	1.96%	28	443	1.97%
教 育、 学 習 支 援 業	2	98	0.42%	1	46	0.20%
医 療、 福 祉	12	181	0.77%	11	143	0.63%
その他のサービス業	77	1,708	7.35%	77	1,735	7.74%
小 計	590	13,097	56.36%	568	12,509	55.86%
地 方 公 共 団 体	2	1,480	6.36%	2	1,201	5.36%
個人(住宅・消費・納税資金等)	2,690	8,657	37.25%	2,592	8,682	38.77%
合 計	3,282	23,235	100.00%	3,162	22,393	100.00%

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預 貸 率

(単位：%)

	2024年度	2025年度
期 末 預 貸 率	52.82%	51.08%
期 中 平 均 預 貸 率	52.88%	52.11%

(注) ・ 預貸率 = $\frac{\text{貸 出 金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

・ 国際業務は取り扱っておりません。

代理業務貸出残高

(単位：百万円)

年度 代理店名	2024年度		2025年度	
	件数(件)	金 額	件数(件)	金 額
信 金 中 央 金 庫	2	16	2	13
日本政策金融公庫（国民生活金融）	1	0	1	0
日本政策金融公庫（中小企業金融）	—	—	-	-
独立行政法人住宅金融支援機構	8	31	7	23
独立行政法人福祉医療機構	1	3	1	3
合 計	12	52	11	39

(4) 有価証券に関する指標

有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

2024年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	2,145	—	2,145
地 方 債	—	—	—	—	299	890	—	1,190
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	7	9	3	—	94	263	—	379
株 式	—	—	—	—	—	—	5	5
外 国 証 券	—	—	—	—	450	2,148	—	2,598
そ の 他 の 証 券	—	—	36	251	—	170	—	457
合 計	7	9	40	251	843	5,619	5	6,778
2025年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	1,920	—	1,920
地 方 債	—	—	—	—	389	715	—	1,105
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	2	9	0	—	175	157	—	346
株 式	—	—	—	—	—	—	5	5
外 国 証 券	—	—	—	—	750	1,901	—	2,651
そ の 他 の 証 券	—	35	114	122	—	161	—	434
合 計	2	45	115	122	1,314	4,857	5	6,465

有価証券の種類別平均残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
国 債	2,673	2,674
地 方 債	1,362	1,350
短 期 社 債	—	—
社 債	437	426
株 式	5	5
外 国 証 券	2,740	2,740
そ の 他 の 証 券	711	579
合 計	7,931	7,777

預 証 率

(単位：％)

	2024年度	2025年度
期 末 預 証 率	15.41%	14.74%
期 中 平 均 預 証 率	18.07%	17.83%

(注) ・ 預証率＝ $\frac{\text{有 価 証 券}}{\text{預 金 積 金} + \text{譲 渡 性 預 金}} \times 100$

・ 国際業務はございません。

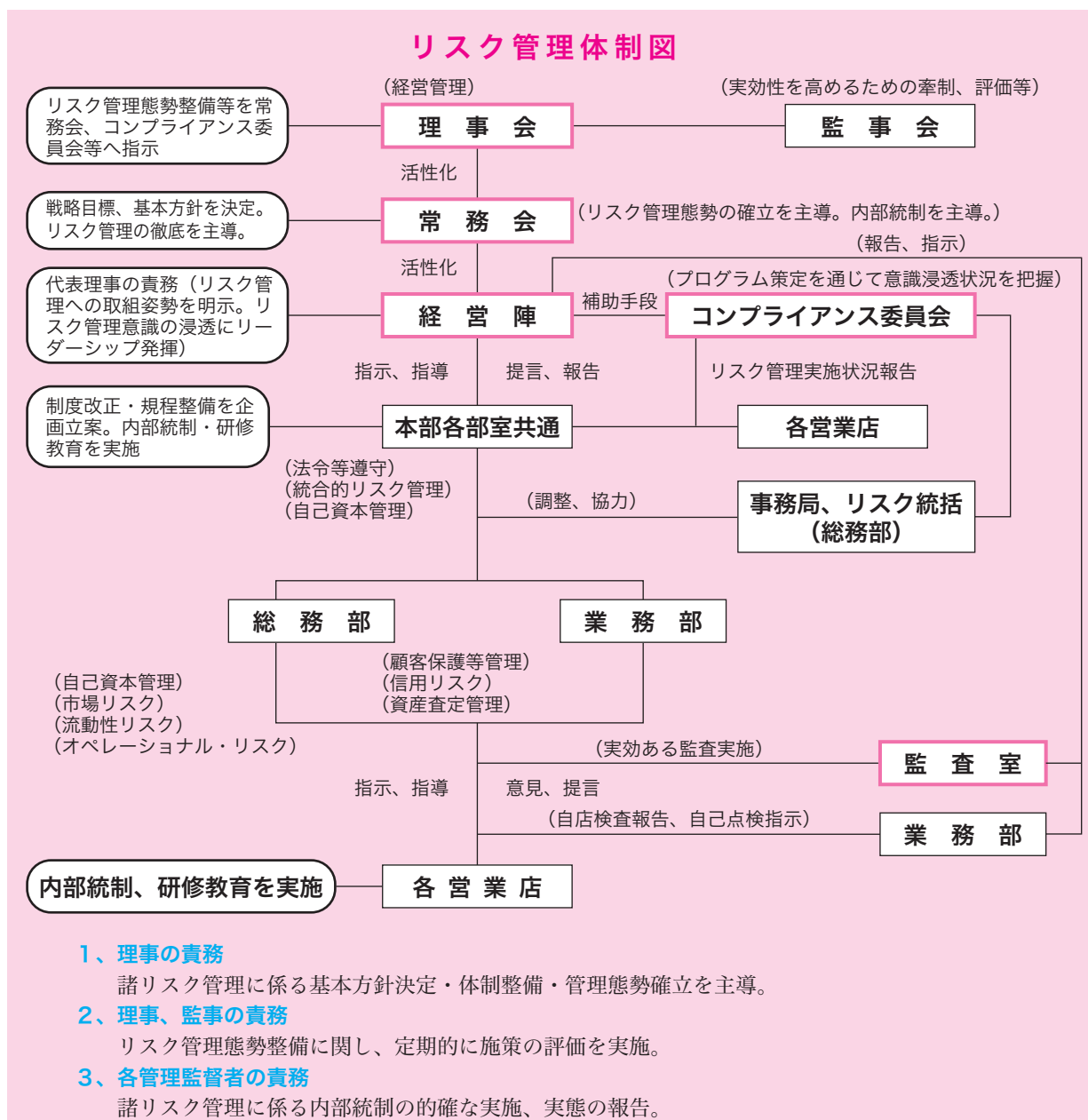
5. 金庫の事業の運営に関する事項

金融機関は、その社会的機能から高い公共性を求められており、その経営には、健全性・透明性が今まで以上に強く求められています。当金庫は、お客様に支持していただき、信頼される金融機関となるため、次の事項に努めております。

●リスク管理体制について

金融機関は、日頃の業務活動の範囲が広いことから、たとえば、個人情報保護をはじめとするお客様の利益保護のために管理体制を整備する必要があるリスク、融資を適切に管理して全額を返済していただくための管理体制を整備する必要があるリスク、金利・証券価格・為替相場などの変動によって資産の価値が低下することを防ぐための管理体制を整備する必要があるリスクなど、様々なリスクに直面しております。

当金庫では、このような様々なリスクの予防管理を適切に行い、健全な経営を保つため、各種規程や方針などを整備し、理事会、監事会、あるいはコンプライアンス委員会などのチェックを厳しく受ける体制を整えております。

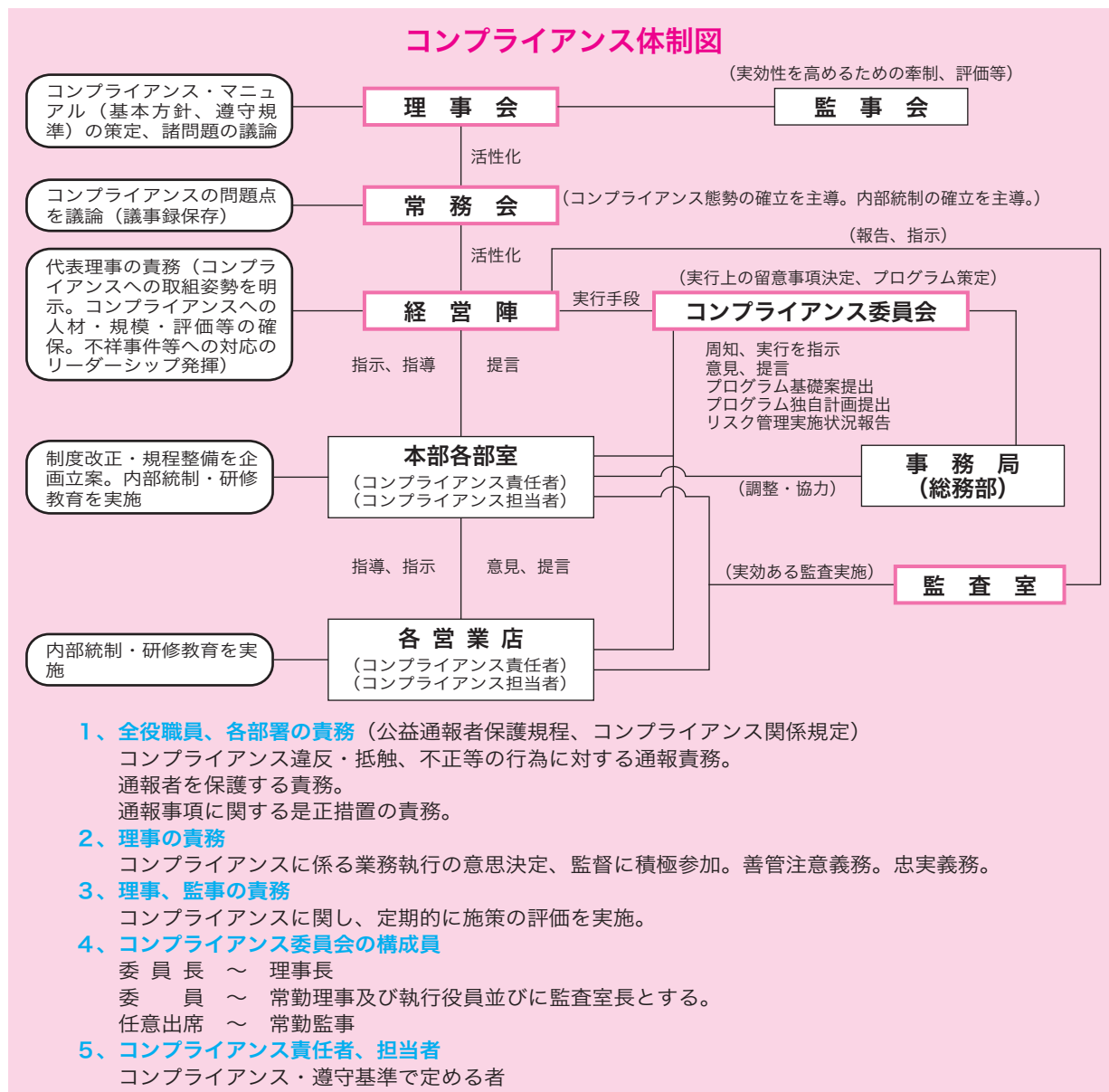


●コンプライアンス（法令等の遵守）について

コンプライアンスとは、一般的には、法令をはじめ会社内の諸規程、さらには社会規範に至るまでのあらゆるルールを遵守することと理解されています。

当金庫では、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するなど、法令等の遵守に止まらず、お客様の利益の保護をはじめ、想定される各種リスクを正確に捉えてその予防管理を適切に行っていくことで、より幅広くかつ的確なコンプライアンスを保つよう努力いたしております。

今後も、地域金融機関としての社会的使命と高い公共性を自覚し、皆様に信頼され、安心してご利用いただけるよう努めてまいります。



● 反社会的勢力に対する基本方針 ●

私ども日田信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、創立以来「地域との共生」を経営理念に掲げ、地域専門金融機関としての存在意義を真剣に考え、その課された使命と目的達成のために、従来より地域金融の円滑化に努めて参りましたが、より一層地域経済の発展に寄与するため、地域企業との継続的な経営相談及び経営支援の強化を図り、お客様が必要な資金を安定的に供給するために、以下の方針に基づき、全力を傾注して取り組んで参ります。

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、上記の取組み方針を適切に実施するため、必要な態勢整備を図っております。

- ・本取組み方針及び金融円滑化管理規程の制定
- ・「お借入条件変更等に関する相談窓口」を各店に設置のうえ、受付担当者を配置し、業務部を統括部署とする態勢整備を実施
- ・職員にお客様の事業価値を見極める能力（目利き）を向上させるため、各種研修会への派遣・庫内勉強会を実施
- ・複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他金融機関との緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、関係機関と情報の確認・照会を行うなど、地域金融の円滑化を実施
- ・経営改善が必要な企業や事業承継が必要な企業につきましては、外部機関及び専門家派遣等の支援を実施

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

①創業・新規事業開拓の支援

- ・事業計画上の年商規模及び格付け並びに信用供与基準額策定による支援及び信用保証制度等による支援を実施

②経営改善支援・事業再生支援

- ・債務者区分のランクアップへの取組み及び営業店、業務部が連携を図りながら経営改善指導強化先を選定し、事業改善計画書の策定を通じて、企業の自助努力による経営改善支援を実施
- ・中小企業再生支援協議会及び県の経営サポートとの連携を図り、経営改善支援・再生計画策定の実施
- ・外部機関の専門家派遣事業を活用し、経営改善支援を実施

4. 経営者保証に関するガイドラインの活用状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特性」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に務めています。

(1) 経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドラインという。」）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ・お客様が融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- ・上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ・経営者保証を提供いただく場合、お客様の資産および収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に務めます。
- ・お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ・事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ・お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

(2) 「経営者保証ガイドライン」への取組状況

	2025年度
新規に無保証で融資した件数	144件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	39.66%
保証契約を解除した件数	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	1件

<金融ADR制度への対応について>

〔苦情処理措置〕

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しております。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は3ページ参照）または業務部（電話：0973-23-3177）にお申し出ください。当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）においても、金庫営業日の9時～17時の時間帯において苦情を受け付けております。

〔紛争解決措置〕

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記業務部または全国しんきん相談所にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）の紛争解決センター、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）の紛争解決センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫業務部」にお尋ねください。

<金融商品販売法への対応について>

様々な金融商品を提供いたしております当金庫では、適切な勧誘活動を行うため「金融商品販売法に基づく勧誘方針」を定め、勧誘方針に則った営業活動を展開しております。

金融商品販売法に基づく勧誘方針

- ① 当金庫は、お客様の資産運用の目的、知識、経験及び財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- ② 金融商品のご選択、ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫はお客様に適正なご判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。
- ③ 当金庫は、誠実、公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識向上に努めます。
- ④ 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- ⑤ 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら窓口までお問い合わせください。

<個人情報保護への対応について>

お客様の個人情報を保護することが業務運営の基本であり、社会的な責務であると考えております。当金庫では、個人情報の適切な保護と利用に関する取り組み方針を「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」として定め、個人情報の保護に取り組んでおります。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼が第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

日田信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の統括部署を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、統括部署による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的の実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

6. 金庫の直近2事業年度における財産の状況

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	前 期 (2024年度)	当 期 (2025年度)	科 目	前 期 (2024年度)	当 期 (2025年度)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金	1,172,353	692,799	預 金 積 金	43,983,985	43,834,442
預 け 金	13,707,440	14,955,110	当 座 預 金	155,212	394,726
買 入 金 銭 債 権	82,655	53,448	普 通 預 金	21,770,470	21,928,027
有 価 証 券	6,778,191	6,465,011	貯 蓄 預 金	4,184	639
国 債	2,145,790	1,920,810	定 期 預 金	20,759,538	20,246,308
地 方 債	1,190,294	1,105,194	定 期 積 金	1,046,120	995,691
社 債	379,511	346,477	そ の 他 の 預 金	248,458	269,048
株 式	5,700	5,900	借 用 金	200,000	150,000
そ の 他 の 証 券	3,056,895	3,086,629	借 入 金	200,000	150,000
貸 出 金	23,235,776	22,393,888	そ の 他 負 債	60,873	93,094
割 引 手 形	5,085	1,477	未 決 済 為 替 借	3,689	4,052
手 形 貸 付	1,878,007	1,596,094	未 払 費 用	23,224	48,233
証 書 貸 付	19,006,372	18,362,877	給 付 補 填 備 金	137	682
当 座 貸 越	2,346,311	2,433,439	未 払 法 人 税 等	2,526	2,537
そ の 他 資 産	373,944	350,578	前 受 収 益	17,955	19,766
未 決 済 為 替 貸	2,704	3,541	払 戻 未 済 金	2,160	5,298
信 金 中 金 出 資 金	264,700	264,700	資 産 除 去 債 務	5,177	5,294
前 払 費 用	-	355	そ の 他 の 負 債	6,002	7,228
未 収 収 益	47,227	63,770	賞 与 引 当 金	21,781	22,017
そ の 他 の 資 産	59,312	18,211	役 員 賞 与 引 当 金	1,689	-
有 形 固 定 資 産	396,979	391,275	退 職 給 付 引 当 金	171,785	171,382
建 物	43,413	48,422	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	28,098	28,098
土 地	311,535	306,340	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	710	635
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	42,030	36,513	偶 発 損 失 引 当 金	2,130	3,458
無 形 固 定 資 産	6,952	5,944	繰 延 税 金 負 債	-	-
ソ フ ト ウ ェ ア	3,155	2,147	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	22,856	22,121
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	3,796	3,796	債 務 保 証	18,392	13,760
繰 延 税 金 資 産	131,918	9,845	負 債 の 部 合 計	44,512,301	44,339,010
債 務 保 証 見 返	18,392	13,760	(純 資 産 の 部)		
貸 倒 引 当 金	△ 626,995	△ 777,994	出 資 金	358,347	356,238
(うち個別貸倒引当金)	△ 539,749	△ 571,481	普 通 出 資 金	358,347	356,238
			利 益 剰 余 金	1,398,546	1,140,772
			利 益 準 備 金	350,292	353,292
			そ の 他 利 益 剰 余 金	1,048,254	787,480
			特 別 積 立 金	929,860	939,860
			(うち経営改善積立金)	790,000	800,000
			当 期 未 処 分 剰 余 金	118,394	△ 152,379
			(うち当期純利益)	23,591	△ 252,314
			処 分 未 済 持 分	△ 20	△ 16
			会 員 勘 定 合 計	1,756,873	1,496,994
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 1,012,092	△ 1,301,223
			土 地 再 評 価 差 額 金	20,528	18,887
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 991,563	△ 1,282,336
			純 資 産 の 部 合 計	765,309	214,657
資 産 の 部 合 計	45,277,611	44,553,668	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	45,277,611	44,553,668

〔貸借対照表の注記事項〕

- (1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。
- また、主な耐用年数は、次のとおりであります。
- （建 物） 5年～65年
（その他） 3年～15年
- (4) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- (5) 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、
- 予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- (6) 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (7) 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (8) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- (9) 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）

年金資産の額	1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	1,828,746百万円
差引額	-31,890百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和7年3月分）

0.0473%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヶ月の元利均等定率償却であります。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- (10) 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (11) 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- (12) 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- (13) 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- (14) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (15) 会計上の見積により当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。
- (16) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権債務はありません。
- (17) 有形固定資産の減価償却累計額 958百万円
- (18) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、パソコン機器・電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- (19) 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	554百万円
危険債権額	710百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	735百万円
合計額	2,001百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (20) 手形割引は、業種別委員会実務指針第24条に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1百万円であります。

(21) 担保に供している資産は次のとおりであります。

内国為替決済取引の担保として定期預け金500百万円、公金収納事務取扱の担保として定期預け金4百万円及び信金中央金庫からの借入金の担保として定期預け金300百万円を差し入れております。

(22) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 ：平成14年1月16日

（貸借対照表への反映日 ：平成14年3月31日）

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 ：土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳等に登録されている価格、又は、同条第4号に定める国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 … 146百万円

(23) 出資1口当たりの純資産額 301円29銭

(24) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

（ア）信用リスクの管理

当金庫は、融資関連規程や信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか業務部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会（常勤役員会）や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、業務部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

（イ）市場リスクの管理

（i）金利リスクの管理

当金庫は、日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事に報告を行うとともに、必要の都度常勤理事会において協議を行っております。

（ii）為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理を行っており、為替の変動に伴う影響についてモニタリングしております。

（iii）価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤役員会の監督の下に行われております。

総務部においては、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

モニタリングした情報は総務部を通じ、常勤理事会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、金利の合理的な予想変動幅を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものの想定した場合の時価は1,046百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(25) 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、現金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、外国為替（資産・負債）、売渡手形、コールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金並びにコマーシャル・ペーパーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	14,955	14,676	△278
(2) 有価証券	6,459	6,413	△45
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	1,049	1,004	△45
その他有価証券	5,409	5,409	—
(3) 貸出金	22,393		
貸倒引当金（＊）	▲777		
	21,615	21,360	△255
金融資産計	43,030	42,450	△579
(1) 預金積金	43,834	43,848	13
(2) 借入金	150	151	1
金融負債計	43,984	44,000	15

（＊）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

（１）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、信金中央金庫へ預け入れしているSCB延長特約付定期預金に預け入れしている定期預金については、それぞれ預け先が発行した評価を記載しております。

（２）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

（３）貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。ただし、短期と長期が混在している科目については、短期間（１年以内）のものも、新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

（１）預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	5
合 計	5

(*) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」

(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	5,904	3,100	2,750	1,900
有価証券	3	230	1,500	3,840
満期保有目的の債券	—	—	1,050	—
その他有価証券のうち満期があるもの	3	230	450	3,840
貸出金(*)	4,577	6,871	4,046	3,769
合 計	10,484	10,201	8,296	9,509

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金	35,092	3,424	—	—
借入金	50	100	—	—
合 計	35,142	3,524	—	—

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

(26) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「外国債券」が含まれております。以下、(31)まで同様であります。

売買目的有価証券

該当ありません

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国債券	150	159	9
	小計	150	159	9
時価が貸借 対照表計上 額を超えな いもの	国債	—	—	—
	地方債	299	270	△28
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国債券	600	574	△25
	小計	899	844	△54
合 計		1,049	1,004	△45

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	357	350	7
	小計	357	350	7
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えないもの	株式	—	—	—
	債券	3,072	4,142	△1,070
	国債	1,920	2,678	△757
	地方債	805	1,043	△237
	短期社債	—	—	—
	社債	346	421	△74
	その他	1,978	2,217	△238
	小計	5,051	6,359	△1,308
合 計		5,409	6,710	△1,301

(27) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません

- (28) 当事業年度中に売却したその他有価証券
当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

- (29) 保有目的を変更した有価証券
該当ありません

- (30) 減損処理を行った有価証券
該当ありません

- (31) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	161百万円
退職給付引当金	43百万円
役員退職慰労引当金	7百万円
固定資産減価償却額(有税)	48百万円
繰越欠損金	29百万円
その他	28百万円
繰延税金資産 小計	318百万円
評価性引当額	309百万円
繰延税金資産 合計	9百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	-百万円
繰延税金負債 合計	-百万円

繰延税金資産の純額

9百万円

- (32) 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和6年9月13日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	—百万円
顧客との契約から生じた債権	0百万円
契約負債	—百万円

損益計算書

(単位：千円)

科 目	前 期 (2024年度)	当 期 (2025年度)
経 常 収 益	662,962	705,667
資 金 運 用 収 益	609,384	651,157
貸 出 金 利 息	480,423	494,344
預 け 金 利 息	57,003	82,079
有価証券利息配当金	66,414	68,256
そ の 他 の 受 入 利 息	5,541	6,476
役 務 取 引 等 収 益	46,309	48,777
受 入 為 替 手 数 料	22,931	22,958
そ の 他 の 役 務 収 益	23,377	25,818
そ の 他 業 務 収 益	6,535	3,430
国 債 等 債 券 売 却 益	—	—
国 債 等 債 券 償 還 益	0	0
そ の 他 の 業 務 収 益	6,535	3,430
そ の 他 経 常 収 益	733	2,301
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	—
償 却 債 権 取 立 益	6	6
そ の 他 の 経 常 収 益	726	2,295
経 常 費 用	661,287	829,565
資 金 調 達 費 用	21,383	61,983
預 金 利 息	20,905	60,753
給付補填備金繰入額	122	948
借 用 金 利 息	355	281
役 務 取 引 等 費 用	85,750	84,797
支 払 為 替 手 数 料	4,948	5,040
そ の 他 の 役 務 費 用	80,801	79,757
そ の 他 業 務 費 用	38,623	38
国 債 等 債 券 売 却 損	38,597	—
国 債 等 債 券 償 還 損	—	—
そ の 他 の 業 務 費 用	26	38
経 費	513,248	511,414
人 件 費	335,645	327,828
物 件 費	160,719	164,249
税 金	16,883	19,336
そ の 他 経 常 費 用	2,280	171,331
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	160	165,945
貸 出 金 償 却	—	61
そ の 他 の 経 常 費 用	2,120	5,324
経 常 利 益	1,675	△ 123,898
特 別 損 失	—	6,381
固 定 資 産 処 分 損	—	—
減 損 損 失	—	6,381
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	1,675	△ 130,279
法人税、住民税及び事業税	1,126	696
法 人 税 等 調 整 額	△ 23,043	121,338
法 人 税 等 合 計	△ 21,916	122,035
当 期 純 利 益	23,591	△ 252,314
繰越金（当期首残高）	94,802	98,293
土地再評価差額金取崩額	—	1,641
当 期 未 処 分 剰 余 金	118,394	△ 152,379

〔損益計算書の注記事項〕

- (1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 出資1口当たり当期純利益金額 △352円60銭
- (3) 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は48百万円であります。
- (4) 特別損失（減損損失）については、玖珠支店に係る固定資産の減損会計による損失額6,381千円を計上しております。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	前期(2024年度)	当期(2025年度)
当 期 未 処 分 剰 余 金	118,394	—
当 期 未 処 理 損 失 金	—	152,379
うち繰越金(当期首残高)	94,802	98,293
うち土地再評価差額金取崩額	—	1,641
うち当期純利益	23,591	△ 252,314
経営改善特別積立金取崩	—	250,000
合 計	118,394	97,620
剰 余 金 処 分 額	20,100	—
利 益 準 備 金	3,000	—
出 資 配 当 金	7,100	—
特 別 積 立 金	10,000	—
繰 越 金 (当期末残高)	98,293	97,620
合 計	118,394	97,620

会計監査人による監査について

2026年6月26日開催の第69期通常総（代）会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、独立監査人である公認会計士秋吉博文氏ならびに公認会計士井上二郎氏による監査を受けております。

2025 年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書（以下「財務諸表」という。）の適正性、並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2026年6月26日

日田信用金庫

理事長 矢野 康広

〈報酬体系について〉

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 2025年度における対象役員に対する

報酬等の支払総額

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	35百万円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は3名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」32百万円、「賞与」2百

万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条1項3号、4号、6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2025年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2025年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券
該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	外国証券	150	161	11	150	159	9
	小 計	150	161	11	150	159	9
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	299	284	△ 15	299	270	△ 28
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	外国証券	600	593	△ 6	600	574	△ 25
	小 計	899	877	△ 22	899	844	△ 54
合 計		1,049	1,039	△ 10	1,049	1,004	△ 45

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
該当ありません。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-	-	-	-
	債 券	2	1	0	-	-	-
	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	2	1	0	-	-	-
	外国証券	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	357	350	7
	小 計	2	1	0	357	350	7
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	-	-	-	-	-	-
	債 券	3,413	4,159	△ 745	3,072	4,142	△ 1,070
	国 債	2,145	2,676	△ 530	1,920	2,678	△ 757
	地 方 債	890	1,054	△ 164	805	1,043	△ 237
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	377	428	△ 50	346	421	△ 74
	外国証券	2,306	2,573	△ 266	1,978	2,217	△ 238
	小 計	5,720	6,732	△ 1,012	5,051	6,359	△ 1,308
合 計		5,722	6,734	△ 1,012	5,409	6,710	△ 1,301

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	2024年度 貸借対照表計上額	2025年度 貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 株 式	-	-
関 連 法 人 等 株 式	-	-
非 上 場 株 式	5	5
合 計	5	5

金銭の信託の時価情報

1. 運用目的の金銭の信託 該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。
3. その他の金銭の信託 該当ありません。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

区 分	2024年度	2025年度
破綻更正債権及びこれらに準ずる債権	596	554
危 険 債 権	542	710
要 管 理 債 権	318	735
三 月 以 上 延 滞 債 権	0	0
貸 出 条 件 緩 和 債 権	318	735
小 計 (A)	1,457	2,001
保 全 額 (B)	1,184	1,527
個 別 貸 倒 引 当 金 (C)	539	571
一 般 貸 倒 引 当 金 (D)	49	164
担 保 ・ 保 証 等 (E)	596	792
保 全 率 (B) / (A) (%)	81.26%	76.31%
引 当 金 ((C)+(D)) / ((A)-(E)) (%)	68.29%	60.79%
正 常 債 権 (F)	21,811	20,420
総 与 信 残 高 (A) + (F)	23,268	22,422

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財産状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払い全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸契約によるものに限る）です。

7. 当金庫の自己資本の充実の状況等について ～定量的な開示事項～

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	2024 年度	経過措置によ る不算入額	2025 年度	経過措置によ る不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	1,749		1,496	
うち、出資金及び資本剰余金の額	358		356	
うち、利益剰余金の額	1,398		1,140	
うち、外部流出予定額 (△)	7		—	
うち、上記以外に該当するものの額	△0		△0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	87		206	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	87		206	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達 手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五%に相当する 額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,837		1,703	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	6	—	5	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6	—	5	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	11	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	18		5	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	1,818		1,697	

(単位：百万円、%)

項 目	2024 年度	2025 年度
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	17,519	17,702
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,094	1,072
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	18,614	18,774
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)／(二))	9.76	9.04

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2024 年度		2025 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	17,519	700	17,702	708
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	16,546	661	16,588	663
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	19	0	19	0
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	19	0	19	0
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,748	109	3,000	120
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	4,288	171	3,834	153
特定貸付債権向け	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	3,074	122	2,877	115
トランザクター向け	67	2	60	2
不動産関連向け	3,728	149	3,741	149
自己居住用不動産等向け	1,819	72	1,888	75
賃貸用不動産向け	1,459	58	1,430	57
事業用不動産関連向け	227	9	215	8
その他不動産関連向け	221	8	207	8
ADC 向け	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	899	35	1,718	68
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	31	1	21	0
取立未済手形	0	0	0	0
信用保証協会等による保証付	84	3	87	3
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
株式等	14	0	14	0
上記以外	1,639	65	1,253	50
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	388	15	407	16
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	1,250	56	846	33
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
STC 要件適用区分	-	-	-	-
非 STC 要件適用区分	-	-	-	-
短期 STC 要件適用分	-	-	-	-
不良債権証券化適用分	-	-	-	-
STC・不良債権証券化適用対象外分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③ リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	971	38	1,114	44
ルック・スルー方式	971	38	1,114	44
マંデート方式	-	-	-	-
蓋然性方式（250%）	-	-	-	-
蓋然性方式（400%）	-	-	-	-
フォールバック方式（1250%）	-	-	-	-
④ 未決済取引	-	-	-	-
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥ CVA リスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）	-	-	-	-
⑦ 中央精算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,094	43	1,072	42
BI	729	-	715	-
BIC	87	-	85	-
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ+ロ）	18,614	744	18,774	750

1. 所要自己資本の額＝リスクアセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーの事です。
 - ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつ ILM を「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

(3) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国 内	45,079	44,641	23,254	22,407	5,947	5,769	-	-	758	1,270
国 外	1,837	0	-	-	1,837	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	46,916	44,642	23,254	22,407	7,784	5,769	-	-	758	1,270
製 造 業	1,819	1,564	1,819	1,564	-	-	-	-	177	283
農 業 、 林 業	591	624	591	624	-	-	-	-	22	60
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、砕石業、砂利採取業	-	102	-	102	-	-	-	-	-	52
建 設 業	1,700	1,473	1,700	1,473	-	-	-	-	-	0
電気・ガス・熱供給・水道業	283	264	282	263	-	-	-	-	38	33
情 報 通 信 業	61	46	61	46	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 、 郵 便 業	362	343	362	343	-	-	-	-	11	10
卸 売 業 ・ 小 売 業	2,535	2,542	2,535	2,542	-	-	-	-	78	141
金 融 業 、 保 険 業	14,120	15,348	42	34	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	1,924	1,868	1,924	1,868	-	-	-	-	23	54
物 品 賃 貸 業	1	4	1	4	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	3	17	3	17	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	534	505	534	505	-	-	-	-	18	202
飲 食 業	809	760	809	760	-	-	-	-	3	33
生活関連サービス業、娯楽業	456	443	456	443	-	-	-	-	305	299
教 育 、 学 習 支 援 業	98	46	98	46	-	-	-	-	-	-
医 療 、 福 祉	181	143	181	143	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,712	1,739	1,708	1,735	-	-	-	-	0	19
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	9,268	6,974	1,480	1,201	7,784	5,769	-	-	-	-
個 人	8,657	8,682	8,657	8,682	-	-	-	-	75	74
そ の 他	1,799	1,151	9	10	-	-	-	-	5	4
業 種 別 合 計	46,916	44,642	23,254	22,407	7,784	5,769	-	-	758	1,270
1 年 以 下	7,733	8,752	4,866	4,577	7	2	-	-		
1 年 超 3 年 以 下	7,874	7,208	4,002	3,876	9	59	-	-		
3 年 超 5 年 以 下	3,826	3,972	3,152	3,001	53	170	-	-		
5 年 超 7 年 以 下	3,541	2,964	2,451	2,214	320	150	-	-		
7 年 超 10 年 以 下	5,366	6,251	1,883	1,838	853	1,362	-	-		
10 年 超	12,036	9,692	3,697	3,769	6,538	4,022	-	-		
期間の定めのないもの	6,537	5,800	3,200	3,129	-	-	-	-		
残存期間別合計	46,916	44,642	23,254	22,407	7,784	5,769	-	-		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
3. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーの事です。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、出資金、仮払金などです。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当 期 減 少 額		期末残高
				目的使用	そ の 他	
一般貸倒引当金	2024年度	25	87	-	25	87
	2025年度	87	206	-	87	206
個別貸倒引当金	2024年度	601	539	-	601	539
	2025年度	539	571	14	524	571
合 計	2024年度	626	626	-	626	626
	2025年度	626	777	14	611	777

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当 期 減 少 額				期末残高			
					目的使用		そ の 他					
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
製 造 業	97	97	97	120	－	－	97	97	97	120	－	－
農 業 、 林 業	28	41	41	53	－	－	28	41	41	53	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、砕石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	47	43	43	46	－	－	47	43	43	46	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	0	0	－	－	－	0	0	0	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運 輸 業 、 郵 便 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
卸 売 業 ・ 小 売 業	272	262	262	267	－	－	272	262	262	267	－	－
金 融 業 、 保 険 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	－	16	16	17	－	－	－	16	16	17	－	－
飲 食 業	－	－	－	0	－	－	－	－	－	0	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
教 育 、 学 習 支 援 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他 の サ ー ビ ス	109	28	28	21	－	14	109	13	28	21	－	15
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	46	49	49	44	－	－	46	49	49	44	－	－
合 計	601	539	539	571	－	14	601	524	539	571	－	15

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（％）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024 年度					
現金	1,172	-	1,172	-	-	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,678	-	2,678	-	-	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,837	-	2,837	-	-	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	100	-	100	-	19	20%
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	430	-	430	-	19	5%
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	14,210	-	14,210	-	2,748	19%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	6,203	863	4,908	86	4,288	88%
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,314	4,178	6,005	291	3,074	49%
トランザクター向け	-	3,071	-	187	67	36%
不動産関連向け	6,540	-	6,499	-	3,728	57%
自己居住用不動産等向け	3,833	-	3,827	-	1,819	48%
賃貸用不動産向け	2,056	-	2,044	-	1,459	71%
事業用不動産関連向け	271	-	257	-	227	88%
その他不動産関連向け	378	-	369	-	221	60%
ADC 向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	718	3	710	0	899	127%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	36	-	36	-	31	87%
取立未済手形	2	-	2	-	0	20%
信用保証協会等による保証付	2,249	19	2,249	1	84	4%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	5	-	5	-	14	250%
合計					14,909	

- (注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（％）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2025 年度					
現金	692	-	692	-	-	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,679	-	2,679	-	-	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,546	-	2,546	-	-	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	100	-	100	-	19	20%
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	422	-	422	-	19	5%
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	15,469	-	15,469	-	3,000	19%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	5,608	744	4,392	72	3,834	86%
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	5,994	4,281	5,738	302	2,877	48%
トランザクター向け	-	2,861	-	172	60	35%
不動産関連向け	6,535	-	6,473	-	3,741	58%
自己居住用不動産等向け	3,923	-	3,907	-	1,888	48%
賃貸用不動産向け	2,002	-	1,982	-	1,430	72%
事業用不動産関連向け	248	-	236	-	215	91%
その他不動産関連向け	361	-	346	-	207	60%
ADC 向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	1,242	6	1,231	0	1,718	139%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	21	-	21	-	21	100%
取立未済手形	3	-	3	-	0	20%
信用保証協会等による保証付	2,036	28	2,036	2	87	4%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	5	-	5	-	14	250%
合計					15,334	

- (注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ、標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとならびにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	2024年度																
現金	1,172	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,678	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,837	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	234	196	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	482	-	-	13,724	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	300	-	-	450	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	187	-	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	187	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	2,253	-	-	-	-	-	-	1,891	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	2,253	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,521	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	369	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	1,407	844	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	9,112	1,040	-	14,277	-	4	-	2,253	-	1	-	187	69	-	1,891	-	-

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとならびにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	2024年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,172
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,678
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,837
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	430
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,210
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	-	-	4,705	-	-	268	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,725
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	5,098	-	-	-	-	1,009	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,296
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	187
不動産関連向け	131	1,574	-	-	15	-	-	493	110	-	-	29	-	-	-	-	6,499
自己居住用不動産等向け	-	1,574	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,827
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	493	-	-	-	29	-	-	-	-	2,044
事業用不動産関連向け	131	-	-	-	15	-	-	-	110	-	-	-	-	-	-	-	257
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	369
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	157	-	-	-	-	483	-	-	-	-	710
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,251
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	5
合計	131	6,672	-	4,705	15	-	1,472	493	110	-	-	513	5	-	-	-	42,958

ホ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとならびにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	2025 年度																
現金	692	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,679	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,546	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	230	191	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	477	-	-	14,988	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	300	-	-	450	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	3,316	-	-	-	-	-	-	-	103	-	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	68	-	-	-	-	-	-	-	103	-	-	-	-	-
不動産関連向け	113	31	-	399	-	-	-	2,030	-	-	-	-	-	-	-	1,760	-
自己居住用不動産等向け	-	31	-	381	-	-	-	2,030	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,414	-
事業用不動産関連向け	113	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	346	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	17	-	-	-	-	-	-	-	-	80	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	1,167	871	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
合計	8,094	1,094	-	19,275	-	4	-	2,030	-	0	-	103	80	-	1,760	-	-

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとならびにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	2025 年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	692
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,679
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,546
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	422
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,469
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	-	-	4,206	-	-	239	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,196
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	1,811	-	-	-	-	809	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,040
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	172
不動産関連向け	113	1,464	-	-	13	-	-	550	103	-	-	6	-	-	-	-	6,473
自己居住用不動産等向け	-	1,464	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,907
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	550	-	-	-	0	-	-	-	-	1,982
事業用不動産関連向け	113	-	-	-	13	-	-	-	103	-	-	6	-	-	-	-	236
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	346
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	51	-	-	-	-	1,081	-	-	-	-	1,231
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,039
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	5
合計	113	3,275	-	4,206	13	-	1,121	550	103	-	-	1,088	5	-	-	-	42,923

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円、%)

2024 年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計 (CCF・信用リスク削 減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	30,186	1,073	10%	30,288
40%～70%	2,127	2,384	10%	2,212
75%	3,476	674	12%	3,244
80%	-	-	-	-
85%	5,169	861	10%	4,705
90%～100%	1,440	69	10%	1,415
105%～130%	585	-	0%	585
150%	506	2	10%	500
250%	5	-	0%	5
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	43,500	5,065	10%	42,958

2025 年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計 (CCF・信用リスク削 減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	30,396	1,157	10%	30,499
40%～70%	2,000	2,176	10%	2,058
75%	3,444	906	11%	3,275
80%	-	-	-	-
85%	4,604	743	10%	4,206
90%～100%	1,153	70	10%	1,135
105%～130%	654	-	0%	654
150%	1,098	5	10%	1,088
250%	5	-	0%	5
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	43,358	5,061	10%	42,923

(注)「CCF の加重平均値 (%)」とは、CCF を適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値の事です。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	386	298	5,973	5,688	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ、貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	-	-	-	-
非 上 場 株 式 等	274	-	274	-
合 計	274	-	274	-

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
売却益	-	-
売却損	-	-
償却	-	-

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
評価損益	-	-

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
評価損益	-	-

(6) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,046	1,275	105	124
2	下方パラレルシフト	-	-	-	-
3	スティープ化	945	1,128		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,046	1,275	105	124
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	1,697		1,818	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	971	1,114
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

～ 定 性 的 な 開 示 事 項 ～

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段は普通出資（発行主体：当金庫）のみであり、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、356 百万円となります。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた営業推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定を実施しております。そして、信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、必要に応じて経営陣（理事会、常務会）に対して報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金については、「償却・引当に関する規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上を行っております。

(2) リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の2つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・(株)格付投資情報センター（R&I） ・(株)日本格付研究所（JCR）

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、取引先の状況によっては、補完的措置として不動産等の担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。

なお、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「貸出事務取扱規程」や「担保評価規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ大分県信用保証協会、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する一般社団法人しんきん保証基金等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、法令に則り、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では組織体制、管理の仕組みを整備し、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な事務手続の遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設定による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備に努めております。

リスクの計測に関しましては、当面、標準的手法を採用することとし、態勢を整備しております。現状、一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、必要に応じて経営陣（理事会、常務会）に対し報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) BI の算出方法

当金庫は、BI の算出について金利要素、役務要素及び金融商品要素を合計して算出しております。

(4) ILM の算出方法

当金庫は、自己資本比率告示第 306 条第 1 項第 3 号に基づき、ILM の値に 1 を用いる方法を採用しております。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BI の算出から除外した事業部門の有無。該当ありません。

(6) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無。該当ありません。

6. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫が保有している銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、非上場株式、信金中央金庫出資金等です。

これらについては、当金庫が定める「余裕資金運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にし定期的に管理をしております。その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

7. 銀行勘定における金利リスクに関する項目

金利リスクとは市場金利の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、金融資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいますが、当金庫においては、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動については、定期的な評価・計測を行い、適宜対応を講じる態勢としております。

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

A. リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当金庫では、金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book ※）については、モニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めています。

（※ IRRBB とは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除く全ての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。）

B. リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

金利リスクの管理方法については、常務会において期間業務計画並びにリスクの状況に関する詳細な検討を行い、理事会にて承認を得ております。

期中においては、定期的に常務会に報告しリスク量のコントロールを行い、健全性の確保に努めております。

C. 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しております。

D. ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱い含む）に関する説明

当金庫では、ヘッジ取引を行っておりません。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE 及び Δ NII 並びに信用金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

(c) 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(d) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫では IRRBB の算出にあたり、 Δ EVE 及び Δ NII が正となる通貨のみを単純合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。

(f) スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）

当金庫では IRRBB の算出にあたり、割引金利やキャッシュ・フローにスプレッドは含めておりません。

(g) 内部モデルの使用等、 Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは、使用しておりません。

(h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

令和 8 年 3 月期の Δ EVE で計測した金利リスクは前年度と同様に上方平行シフトにおいて最大となり、 Δ EVE 最大値は前年比で減少しております。

(i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である 20% を超過しておりますので、基準値内に納まるよう努める方針です。

B. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE 及び Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

(a) 金利ショックに関する説明

Δ EVE 及び Δ NII 以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、シナリオに基づく金利変動としています。

(b) 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE 及び Δ NII と大きく異なる点）

当金庫では、金利リスクを VaR などにより管理しており、信用リスクやその他のリスクと共に、リスク資本配賦運営の枠組みの中で、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるよう管理しております。

8. 総代会等に関する事項

1. 総代会制度について

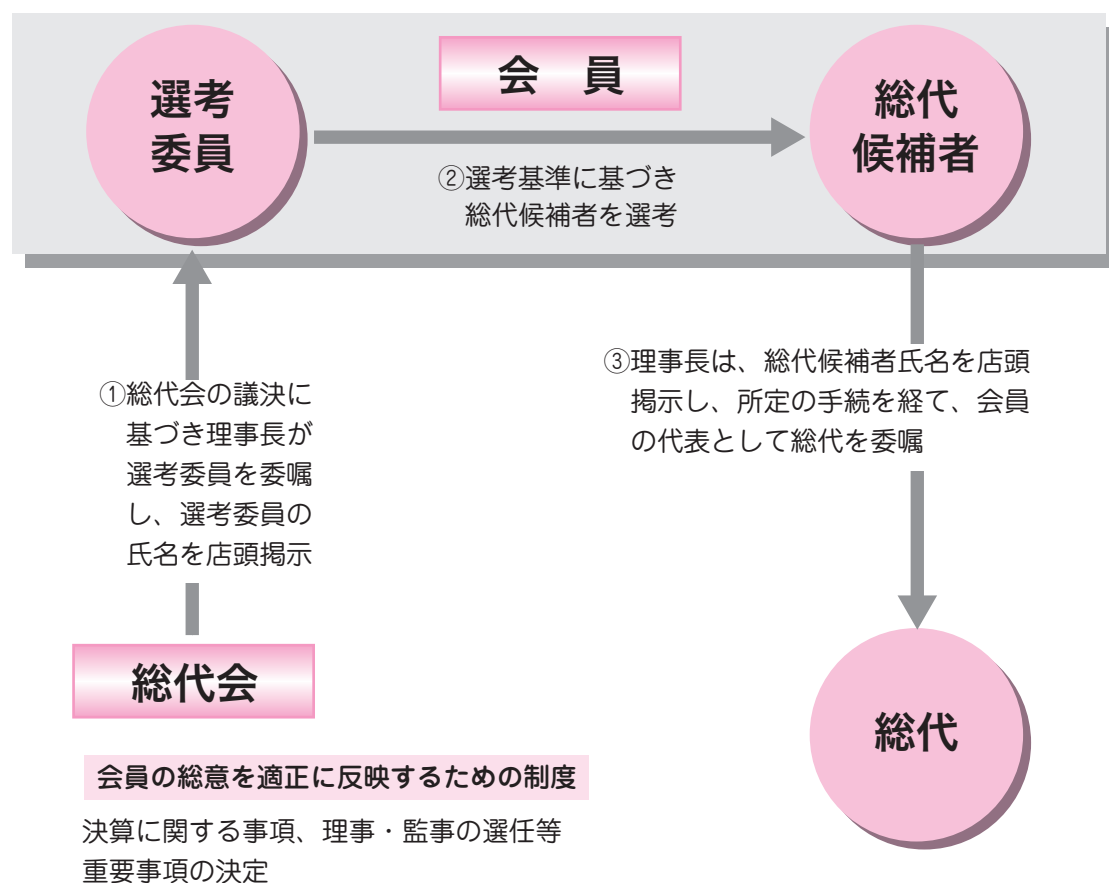
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、すべての会員に参加いただく総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会を開催する制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です



2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は、50人以上70人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- ・総代は、その就任時点で満85歳を超えない会員とする。

なお、令和8年6月30日現在の総代数は48名、会員数は5,034人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準（注）に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

（注）総代候補者選考基準

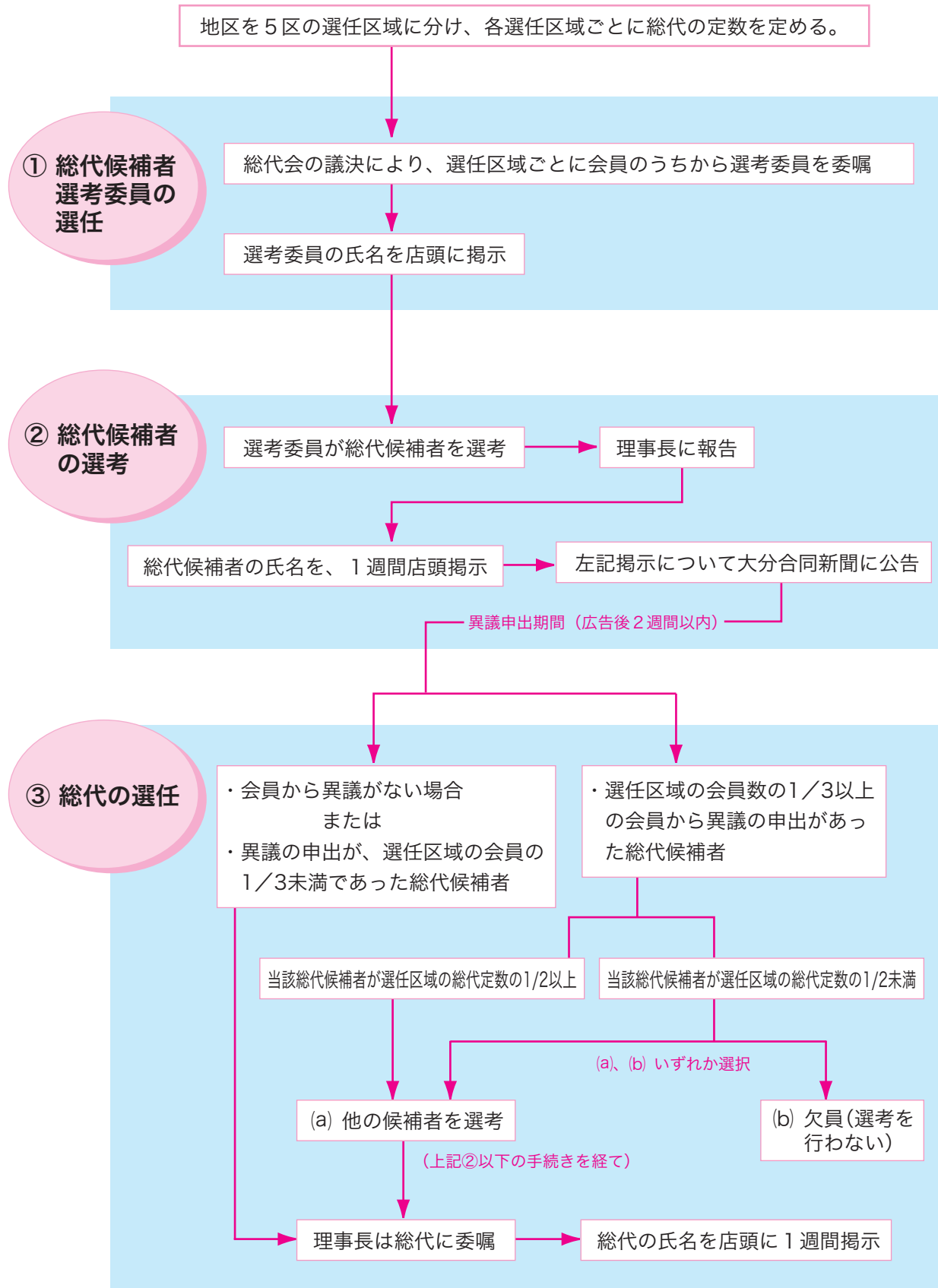
① 資格要件

- ・当金庫の会員であること

② 適格要件

- ・総代としてふさわしい見識を有している者
- ・良識を持って正しい判断ができる者
- ・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者

〈総代が選任されるまでの手続き〉



3. 第70期 通常総代会

開催日 令和8年6月26日(金)

第70期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

報告事項

- (1) 令和7年度業務報告並びに貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件
- (2) 会計監査人及び監事会の計算書類監査結果報告の件

議案審議

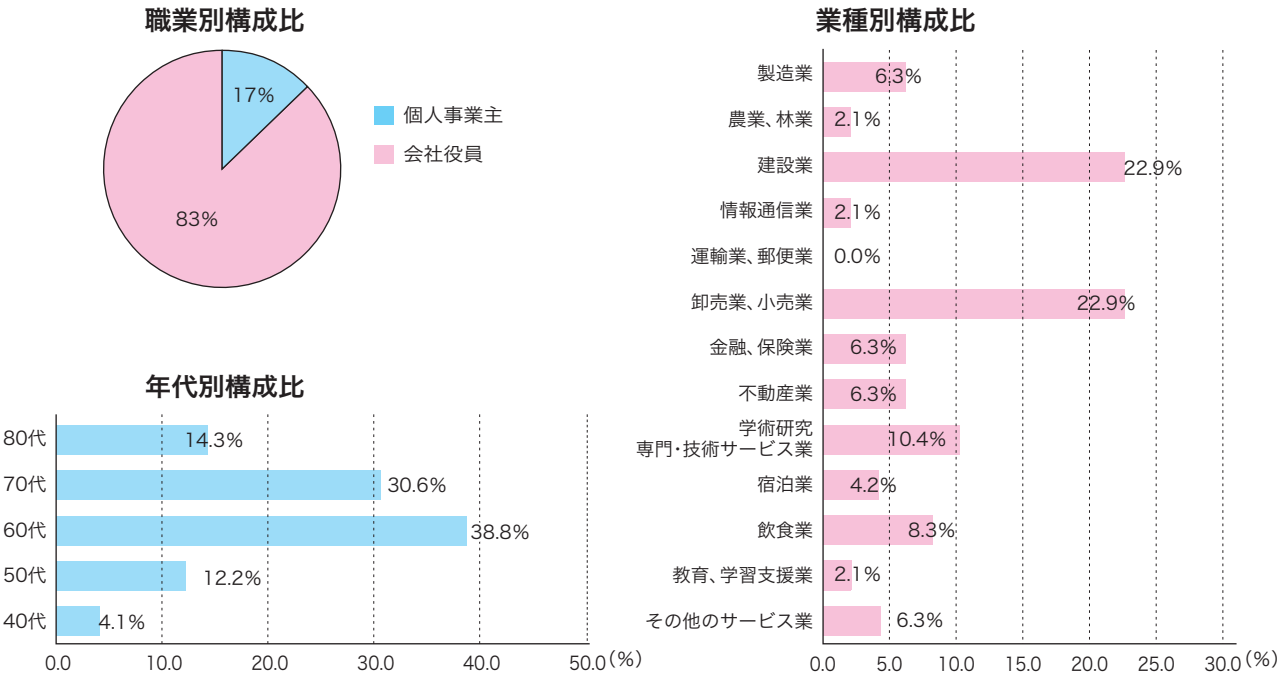
- 第1号議案 令和7年度剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更承認の件
- 第3号議案 総代候補者選考委員15名選任の件
- 第4号議案 任期満了に伴う理事6名選任の件
- 第5号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件

4. 総代の氏名等

(令和8年6月30日現在、敬称略、順序不同)

地 区	地 域	人数	総 代 氏 名							
第1地区	豆田	7	財津 要吉(8)	森山 憲一(9)	板谷 義文(9)	園田 匠(6)	宇野 弘士(3)	相良 貢吉(5)	坂本 篤(1)	
第2地区	光岡・朝日 三花・小野 有田・夜明 大鶴	11	矢羽田裕二(1)	小西 総一(9)	井上 百合(5)	諫本 憲司(5)	本田 正己(9)	江藤世紀男(7)	新原 佳明(5)	中島 靖和(8)
第3地区	隈 庄手 竹田	9	合谷 剛(3)	吉田 昭彦(1)	松本 文男(8)	横尾 精二(5)	白石 雅義(8)	佐々木美徳(1)	南 徳明(5)	彌永 敏明(5)
第4地区	三芳・田島 高瀬・五和	11	梶原 毅(5)	中川 好明(9)	坂本 章(8)	安心院 剛(9)	武内 眞司(8)	佐藤 浩之(3)	日野 敏彦(3)	渡辺 修司(8)
第5地区	大山・天瀬・ 前津江・中津江 上津江・玖珠郡 阿蘇郡	10	伊藤 正人(5)	林 英樹(1)	上田 英昭(6)	神田 文男(10)	朝倉 恕雄(7)	高瀬 邦寛(7)	石田 康夫(6)	松木豪之介(5)
			小野 浩信(3)	松木 幸典(1)						

※ () 内の数字は総代の就任回数を表示しております。



9. 日田信用金庫と地域社会 ～

◆当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、日田市・玖珠郡を主な事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の融機能の提供にとどまらず、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

お 客 様 / 会 員

1. 預金積金に関する事項（地域からの資金調達の状況）

当金庫では、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努力しております。

当金庫の特徴的な商品として、福祉を目的とした「ひたしん年金定期預金」や「ひたしんきんニュー福祉定期預金」、またラッキーなプレゼント付きの「懸賞金付定期預金」をご提供しております。

なお、この他に当金庫で取り扱っている商品については、窓口職員にお尋ね下さい。

預金積金残高【43,834百万円】

預金積金

出資金

*会員数5,029人
出資金残高
【356百万円】

日 田 信 用 金 庫

7. 体制について

（常勤役職員数：49人、店舗数：5店）

2. 貸出金に関する事項

当庫は、お預けいただいた預金者に対する責任に応えるべく、出資者である会員の皆さまへのご融資を基本として、地元の中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄に向けた多数者利用に基づく融資を心掛けております。

<貸出金の運営方針>

1. 地域に貢献する中小企業に対して積極的に応援します。
2. ライフサイクルに合わせた豊かな暮らしを積極的に応援します。

<貸出金の残高構成>

- 事業資金
 - 運 転 資 金 6,887 百万円
 - 設 備 資 金 5,624 百万円
- 個 人
 - 住 宅 ロ ー ン 4,508 百万円
 - 消 費 ロ ー ン 2,569 百万円
 - そ の 他 1,604 百万円
- 地方公共団体向け 1,201 百万円

貸出金残高【22,393 百万円】

預金積金に占める貸出金の割合【51.08%】

貸出金

支援サービス

お 客 様（会 員）

あなたとまちと Face to Face ～

発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預かりした大切な資金一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金

***計数は2026年3月末現在**

3. 貸出金以外の運用に関する事項

当金庫では、金庫業務の円滑な運営を図るために、預け金149億円、有価証券64億円など貸出金以外での運用も行っています。

余資運用残高【21,738百万円】

*余資とは預け金、買入金銭債権、有価証券、信金中金出資金等での運用のことをいいます。

4. 今期の決算に関する事項

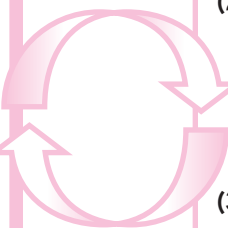
令和7年度の業績は、地方公共団体や事業者向け貸出の減少で、貸出金残高は前期末比841百万円減少（減少率3.62%）の223億円となりました。預金残高は、新NISA等への資金シフトや相続による資金流出等により、前期末比149百万円減少（減少率0.33%）の438億円となりました。

収益については、市場金利の上昇により貸出金利息や預け金利息が増加し、資金運用収益は前期比41百万円増加の651百万円となりました。

一方、費用については、預金金利の上昇により預金利息が増加し、資金調達費用は前期比40百万円増加の61百万円となりました。また、不良債権の処理費用は、要管理債権の増加や破綻懸念先以下へのランクダウン等により166百万円となりました。

このほか、一部店舗の土地に係る減損処理で損失計上（6百万円）したほか、繰延税金資産の回収可能性を検証した結果、一部（122百万円）を取り崩しております。

以上より、経常利益は△123百万円（前期比△125百万円）、コア業務純益は45百万円（同+3百万円）、当期純利益は△252百万円（同△275百万円）となりました。



6. 文化的・社会的貢献に関する事項

(1) 文化活動

- ・ロビー展の開催
お客様の作品展を各店のロビーにおいて開催しています。
- ・文化発表会等への協力
日本舞踊や謡曲などの発表会等に本店のホールを利用（有料）いただいております。

(2) 地域行事への参加

- ・日田市、玖珠郡のイベントへの参加
- ・各店営業区域の町内会主催のイベント等の協力

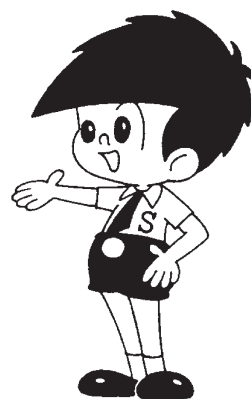
(3) スポーツ振興への支援

- ・第35回 日田信用金庫旗争奪日田郡・玖珠郡学童野球大会開催
- ・各種スポーツ大会の開催
グラウンドゴルフ大会、チャリティゴルフコンペ等を企画・開催しています。

5. 取引先への支援等（地域との繋がり）

当金庫は、事業を営むお客様の業績、財務内容について一歩踏み込んだ分析を行い、打開のための改善策、経営改善計画書へのアドバイス、経営セミナーへの参加を斡旋するなど、金銭面だけではなく、生きた支援を心掛けております。また、小冊子「しんきん経営情報」「情報玉手箱」の配布等により、経営や営業に関する情報提供も行っております。

なお、窓口にてベテランスタッフを擁し、お客様への情報サービス、相談業務にお応えしております。



<地域貢献活動>

当金庫は、地域社会に対する金融サービスの提供はもちろん、文化、教育の面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取り組んでおります。

●少年野球大会

少年の健全な育成を目的として開催。令和7年度は、第35回大会を開催し、日田市・玖珠郡の学童野球チームが参加致しました。

●グラウンドゴルフ大会

地域の皆さまの健康維持・増進を目的としグラウンドゴルフ大会を開催。地域の老若男女が集い楽しいひとときを過ごされました。

●チャリティゴルフ大会

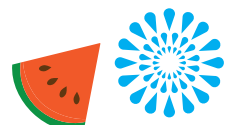
地域の皆さまとの親睦を目的にチャリティゴルフ大会を開催。日田市、玖珠町、九重町に益金を寄付させていただきました。

●地域の清掃活動

日田川開き観光祭の翌日に職員全員で地域の清掃活動を実施しました。

●地域行事等への参加

地域のイベントなどに、職員が参加させていただいております。



信金中央金庫

～信用金庫の「中央金融機関」～

会社概要

創立

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

経営理念

信用金庫の中央金融機関として、信用金庫業界の発展につとめ、もってわが国経済社会の繁栄に貢献する。

上場

2000年に東京証券取引所に優先出資証券を上場しました（証券コード 8421）。

資金量

30兆円



会員数

254金庫



役職員数

1,324人



拠点数

国内14拠点
海外5拠点※



親会社株主に帰属する 当期純利益

430億円



連結自己資本比率

21.95%



※ 2026年5月1日付で「ホーチミン駐在員事務所」を開設したことに伴い、2026年5月末時点の海外拠点数は6拠点となります（海外グループ会社を含む）。

2026年3月末時点

事業内容

信金中金は、信用金庫の中央金融機関として、信用金庫が個別に行うことが困難、または非効率である業務を補完していることに加え、信用金庫の収益力向上や健全性確保に向けたサポートのほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持につとめています。

また、個別金融機関として、全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した豊富な資金を、国内外の金融市場における様々な商品等に投資を行っているほか、事業会社・地方公共団体などへの貸出により運用しております。



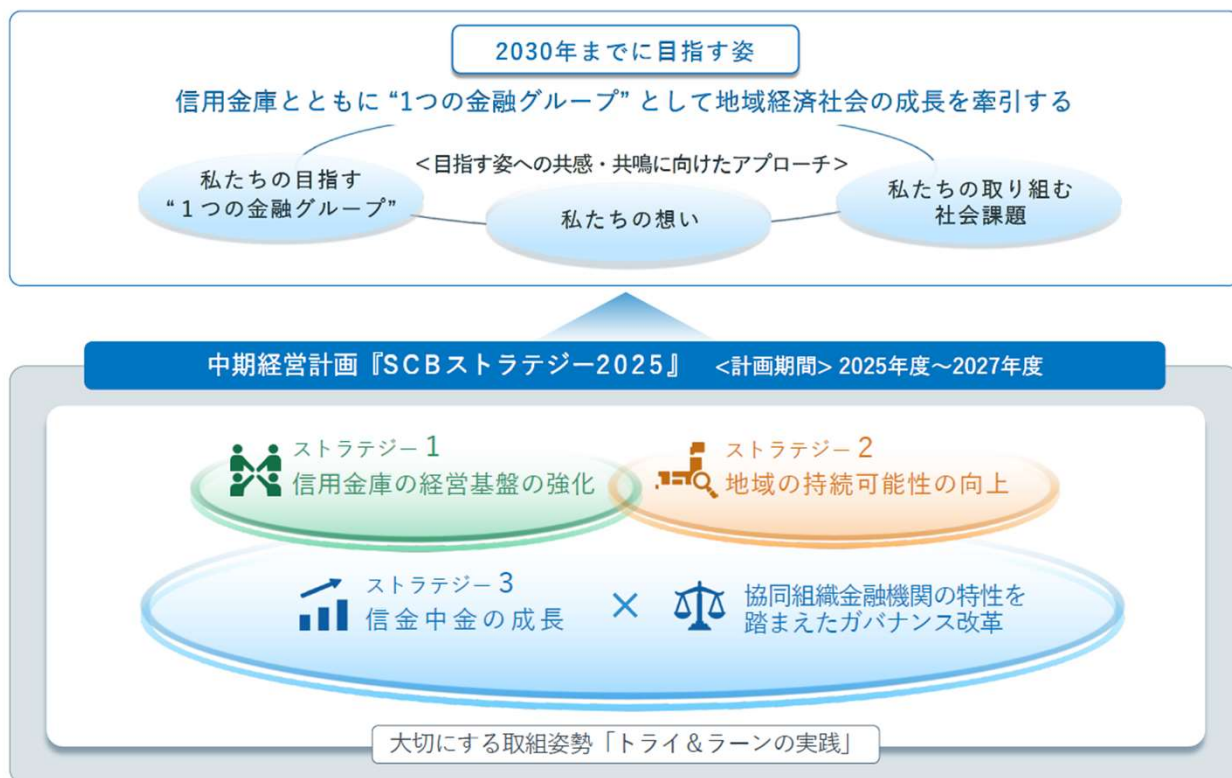
外部格付の状況

信金中金は、邦銀トップクラスの格付を有しております。

格付会社	長期	アウトルック	
		安定性	短期
ムーディーズ	A 1	安定的	P - 1
S&Pグローバル・レーティング	A	安定的	A - 1
格付投資情報センター	A +	ポジティブ	－
日本格付研究所	A A	安定的	－

2026年3月末時点

中期経営計画「SCBストラテジー2025」



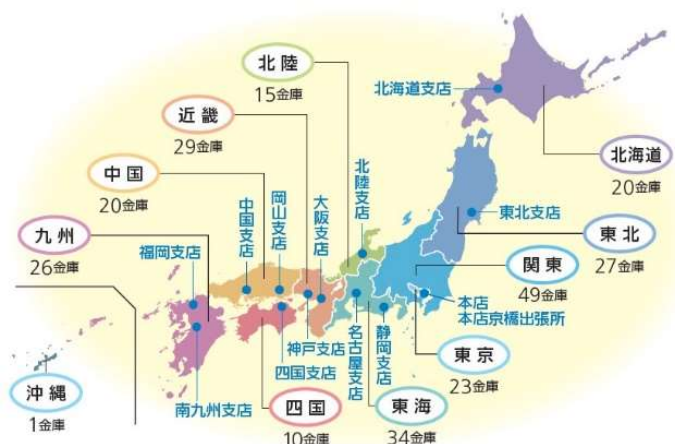
信用金庫と信金中央金庫のネットワーク

日本全国に所在する254の信用金庫は約7,000店舗のネットワークを形成しているほか、約161兆円の預金量を擁しており、わが国の金融業界の中で重要な地位を占めています。

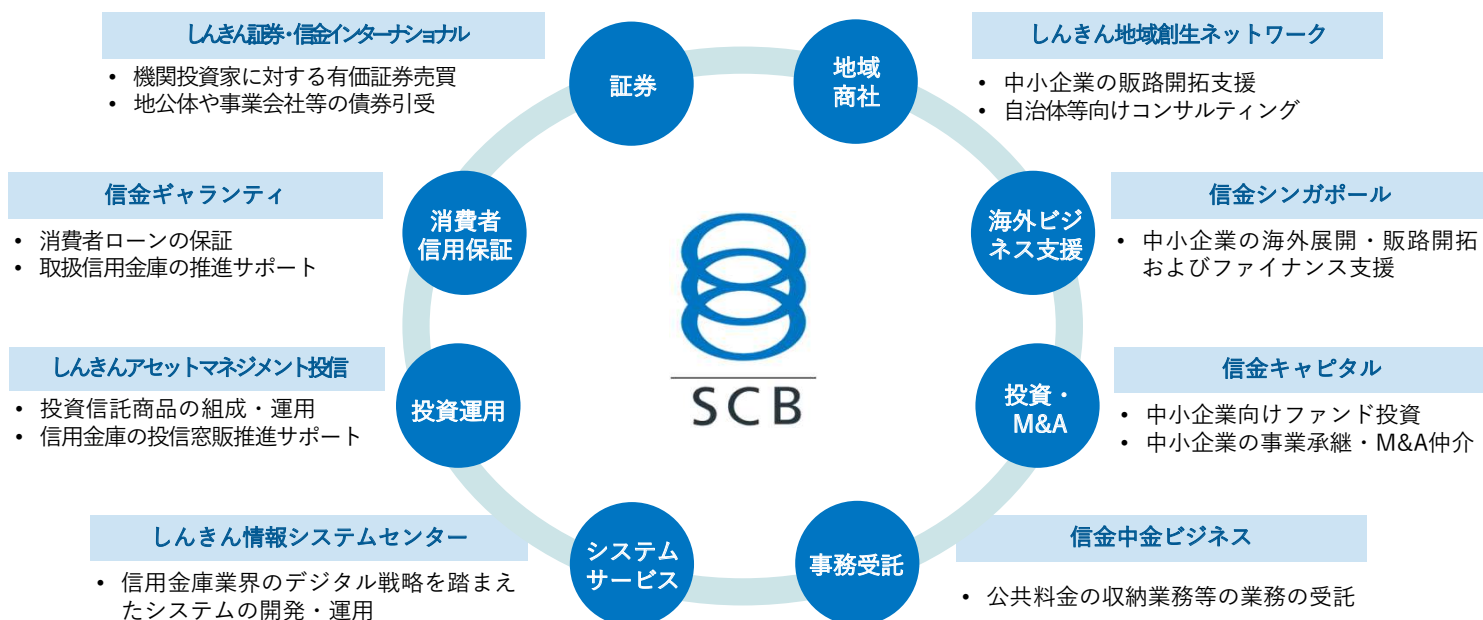
また、信金中金グループは、信金中金およびグループ会社9社で構成されており、全国の信用金庫と連携しつつグループ一体となって幅広いソリューションを提供しています。

海外には5拠点※を設け、現地銀行とも連携し、信用金庫取引先の海外進出などを支援しています。

※ 2026年5月1日付で「ホーチミン駐在員事務所」を開設したことに伴い、2026年5月末時点の海外拠点数は6拠点となります（海外グループ会社を含む）。



グループ会社の紹介





日田信用金庫